

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 22 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産きだちとうがらしのヘキサコナゾール)

標記については、令和 2 年 6 月 11 日付け薬生食輸発 0611 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は行政検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における自主検査の受託体制が整ったことから、ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品について、ヘキサコナゾールに係る自主検査を指導するようお願いします。また、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

(参考)

令和 3 年 4 月 14 日現在のヘキサコナゾール自主検査受託可能検査機関

一般財団法人 東京顕微鏡院

株式会社 環境科学研究所

株式会社 日本食品エコロジー研究所

公益財団法人 北九州生活科学センター